

鎌倉市情報公開条例

(平成13年 9月28日条例第4号)

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 行政文書の公開（第4条—第16条）
- 第3章 審査請求等（第17条—第27条）
- 第4章 雑則（第28条—第33条）

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した市政を運営する上において、市民に対し、知る権利を保障し、かつ、説明責任を果たすことの重要性にかんがみ、行政文書の公開に関し必要な事項を定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政の透明性を向上させ、市民参加の下における公正で民主的な市政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立した鎌倉市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）をいう。
- (2) 行政文書 職員等（実施機関に属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条の規定により教育委員会がその服務について監督権限を有する者並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 職員等により組織的に用いられていないもの

イ 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び一般の利用に供することを目的とする刊行物、図画その他の資料

ウ 図書館、美術館その他これらに類する施設において、歴史的若しくは

文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(実施機関及び利用者の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政文書の公開を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 この条例により行政文書の公開を請求しようとする者は、この条例の目的に即してその権利を正当に行使するとともに、行政文書の公開によって得られた情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の公開

(公開請求権)

第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

第5条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 公開請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

(3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月

日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び土地開発公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないことを条件に任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ

るおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市若しくは国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関しその企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報

(6) 法令等の規定又は実施機関が法律又はこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示により、公開することができないとされている情報

(部分公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該非公開情報が記録されている部分を除いて公開しなければならない。

2 公開請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれが

ないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政文書を公開することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定)

第10条 実施機関は、公開請求に係る行政文書の公開又は非公開の旨の決定(前条の規定による公開請求を拒否する旨の決定及び公開請求に係る行政文書を保有していない旨の決定を含む。以下「公開決定等」という。)をしたときは、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の場合において、公開決定等の内容が公開請求に係る行政文書の全部を公開するとき以外は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 公開決定等は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第5条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。

3 前項の規定により公開決定等の期間を延長するときは、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務又は事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分

につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政文書について公開決定等をする期限
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第13条 公開請求に係る行政文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政文書の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、行政文書の全部又は一部を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第8条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第14条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに公開請求に係る行政文書を公開しなければならない。

2 行政文書の公開は、文書及び図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が

定める方法により行うものとする。

- 3 実施機関は、前項の規定にかかわらず、閲覧の方法による行政文書の公開について、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等による公開との調整)

第15条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも公開請求に係る行政文書が前条第2項及び第3項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、これらの規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項及び第3項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料等)

第16条 行政文書の公開に係る手数料は、無料とする。

- 2 行政文書の写しの交付をするときの当該行政文書の写しの作成及び送付に要する費用は、当該写しの交付を請求する者の負担とする。

第3章 審査請求等

(審査会への諮問)

第17条 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その議に基づいて、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該行政文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。

- 2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該公開決定等に係る行政文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会）

第20条 第17条又は鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号。以下「個人情報保護条例」という。）第29条の規定による実施機関の諮問に応じて審査請求について調査審議するため、審査会を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第21条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開を求められない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、調査審議のため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見若しくは説明又は資料の提出を求め、適当と認

める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第22条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第22条の2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第22条の3 審査会は、必要があると認めるときは、審査会が指名する委員(以下「指名委員」という。)に、第21条第4項の規定による調査をさせ、又は第22条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。この場合において、指名委員は、審査請求人等の陳述の概要を記載した調書を作成し、審査会に報告しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第23条 審査会は、第21条第3項若しくは第4項又は第22条の2の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定するこ

とができる。

(審査会の非公開)

第24条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第25条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第26条 第20条から前条までの規定に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(審議会)

第27条 この条例に基づく情報公開制度及び個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営を推進するため、鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、情報公開制度の運営及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ、調査審議し、答申するほか、実施機関に対して建議をすることができる。

3 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 第20条第4項から第6項まで及び前条の規定は、審議会について準用する。

第4章 雑則

(行政文書の管理)

第28条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関し必要な事項を定め、これを公表するものとする。

3 実施機関は、公開請求をしようとする者が容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(情報の提供等)

第29条 実施機関は、何人も、市政に関する正確で分かりやすい情報を容易に得られるようにするため、自らその保有する情報を積極的に提供するものとする。

(出資法人等の情報公開)

第30条 市が出資等を行う法人（土地開発公社を除く。）のうち規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その管理

する文書、図画及び電磁的記録（以下「文書等」という。）の公開の申出、方法等の手続その他必要な事項を定めた規程を整備し、文書等の公開に努めなければならない。

- 2 実施機関（土地開発公社を除く。）は、出資法人等に対し、文書等が適正に公開されるよう必要な協力及び適切な指導を行わなければならない。

（指定管理者の情報公開）

第31条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行うに当たり、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する業務に関して作成し、又は取得した文書等であつて、当該指定管理者において管理しているものの公開に努めなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項に規定する公開について準用する。

（運用状況の公表）

第32条 実施機関は、毎年、この条例の運用の状況を公表するものとする。

（委任）

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付 則 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

（公文書公開条例の廃止）

- 2 鎌倉市公文書公開条例（平成5年10月条例第7号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（公開の請求等に関する経過措置）

- 3 この条例の施行前に旧条例の規定により行われた公文書の公開の請求、諾否の決定、公開の手続、不服申立てその他の行為は、この条例の相当規定により行われた行政文書の公開の請求、公開の決定等、公開の手続、不服申立てその他の行為とみなす。

（情報公開審査会等の委員に関する経過措置）

- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により委員に委嘱されている鎌倉市公文書公開審査会又は鎌倉市公文書公開運営審議会の委員は、この条例の規定により鎌倉市情報公開審査会又は鎌倉市情報公開運営審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、これらの委員の任期は、この条例の施行の日における従前のそれぞれの委員としての残任期間と同一の期間と

する。

付 則（平成17年12月28日条例30）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の鎌倉市情報公開条例の規定によりされた請求、決定、諮問、手続その他の行為は、この条例による改正後の鎌倉市情報公開条例の規定によりされた請求、決定、諮問、手続その他の行為とみなす。

付 則（平成19年6月19日条例1）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第6条第3号及び第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年3月29日条例18）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日条例46）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条中鎌倉市情報公開条例第6条第1号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 行政文書の公開の請求に係る決定処分又は不作為についての不服申立てであって、施行日前にされた決定処分又は施行日前にされた公開の請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。